## 後期高齢者医療制度に関する意見書

平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されることとなり、 現在、後期高齢者医療広域連合を中心に準備が進められているところ であります。

本制度においては、被用者保険の被扶養者であった高齢者に新たな保険料負担が生じることもあり、一定の軽減措置や激変緩和措置が講じられるものの、高齢者の医療負担が今後大きくなることや、また、制度実施に当たって、市町村の財政負担の増大も懸念されるところであります。

よって、政府におかれては、後期高齢者医療制度について、被保険者に過度な負担を招くことなく、高齢者が本当に安心して適切な医療サービスを受けられるよう配慮するとともに、制度の安定的な運営のため、市町村に対して十分な財政措置を講じられるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。 平成19年12月19日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

## 障害者福祉施策に関する意見書

兵庫県においては、平成19年度に行財政構造改革本部を設置し、 行財政全般にわたる総点検を行っており、新行財政構造改革推進方策 (第一次案)が11月28日取りまとめられました。

案の中には、削減効果額がそれぞれ、約22億円の障害者小規模通所援護事業の見直し、約23億円の重度心身障害者児介護手当支給事業の見直し、約78億円の重度障害者医療費助成事業の見直し等、福祉分野の見直し項目が多数含まれ、本市の市民生活及び市政運営に重大な影響を及ぼすことが予想されます。

よって、県におかれては、今後の推進方策の策定に当たって、福祉の分野で後退をもたらすことなく、また、市町への負担転嫁とならないよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。 平成19年12月19日

尼崎市議会議長

兵庫県知事あて

## 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

近時、高齢者に対する寝具、リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには多額のクレジット債務を負った消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生しています。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは代金回収と商品の引渡しを分化したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにもかかわらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったことなどが挙げられます。

よって、政府におかれては、こうしたクレジット悪質商法被害の防止 と消費者の被害回復、さらには、消費者にとって安心・安全なクレジッ ト社会を築くため、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法 な取引に利用された場合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無 過失共同責任を負うものとすること。
- 2 契約書型及びカード式も含めクレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとすること。
- 3 クレジット事業者に過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事的効果を認める等、 同義務が実効性のあるものとすること。
- 4 契約書型クレジットについて、カード式と同様の登録制度を導入し、 かつ契約書面交付義務を明記すること。
- 5 原則として、指定商品(権利・役務)制及び割賦要件を廃止し、支 障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとす ること。
  - 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。 平成19年12月19日